

大分県デジタル政策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 デジタルを活用した政策を総合的に推進し、県民・企業に対する行政サービスの向上や行政事務の効率化・高度化の実現を図るため、大分県デジタル政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) デジタル政策の推進に関する重要事項の検討及び総合調整に関すること
- (2) デジタル政策の推進に関する計画策定に関すること
- (3) 国・市町村との連携に関すること
- (4) その他デジタル政策の推進に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織し、会長、副会長及び委員はそれぞれ別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができるほか、その他適当な方法により、広く意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 推進会議の事務のうち、各分野におけるデジタル政策について専門的に検討するため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会には部会長を置き、部会長は、部会の事務を統括する。

3 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(庶務)

第6条 推進会議及び部会の庶務は、デジタル政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年6月17日から施行する。

2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 大分県電子県庁推進本部設置要綱（平成14年6月18日施行）

(2) 大分県DX推進本部設置要綱（令和3年6月13日施行）

別表

推進会議	
会長	副知事（総務担当）
副会長	総務部長
委員 （16人）	総務部行政企画課長 企画振興部政策企画課長 福祉保健部福祉保健企画課長 生活環境部生活環境企画課長 商工観光労働部商工観光労働企画課長 農林水産部農林水産企画課長 土木建築部土木建築企画課長 会計管理局会計課長 議会事務局総務課長 人事委員会事務局公務員課長 労働委員会事務局調整審査課長 監査委員事務局第一課長 企業局総務課長 病院局大分県立病院総務経営課長 教育庁教育DX推進課長 警察本部警務課長